

予約区分表

●展示施設

区分		予約可能日
展示館	新第1展示館 第2展示館 第3展示館	新第1展示館を区画しない場合又は複数の展示館を同時に使用する場合であって、3日以上使用する時
	その他の場合	使用開始の日の18月前の日の属する月の初日
特別室	展示ホールと一体使用する場合	展示館の各区分の申請日
	その他の場合	使用開始の日の2月前の日の属する月の初日
屋外展示場	展示館と一体使用する場合	展示館の各区分の申請日
	集会施設等と一体使用する場合	集会施設等の各区分の申請日
	その他の場合	使用開始の日の2月前の日の属する月の初日
多目的スペース	展示館と一体使用する場合	展示館の各区分の申請日
	コンベンション施設の会議室A又は会議室Bと一体使用する場合	集会施設等の各区分の申請日
	その他の場合	使用開始の日の2月前の日の属する月の初日

●集会施設等

区分		予約可能日
会議室 A・B イベントホール 会議ホール 多目的室 等	展示館と一体使用する場合	展示館の各区分の申請日
	その他の場合	使用開始の日の12月前の日の属する月の初日

※この規定は、令和4年4月1日から運用予定。

※内容は現時点でのものであり、今後、変更になる可能性があります。